

1月23日定例記者会見で発表した今後の市の報道対応について(再発表)

「偏向報道」について先週金曜日に発表した内容が、議論を呼んだことは想定外でした。

「偏向報道」という文言は「放送法第四条に謳われた”報道は事実をまげないですること””意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること”の趣旨を大きく逸脱し、報道受信者に対し、重大な誤解を与える報道」という意味に於いて使用しました。

しかし、「偏向報道」という文言の定義は複数あるようで、それについて配慮が足りておりませんでした。それを踏まえて、先週の発表について、「”偏向報道”という文言の修正」「法律根拠に関する注釈の追加」をおこなうことにします。つまり、「偏向報道」という文言をすべて削除し、それを「放送法第四条の趣旨に抵触する報道」という意味の文言に置き換えて、再発表することとします。

趣旨としては当初こちらが発表したものとなんら変わっておりません。ただ、誤解を招かないよう、定義が明確でなく、神経質に受け取られる文言を修正したものです。

なお、きっかけとなった報道機関と報道番組に関しては、当初実名で発表しておりましたが、当該報道機関より、丁重に、誤解される部分があったことを認める旨とお詫びの連絡を受けていることから、この再発表に於いては具体的な記述を削除することにいたします。

----- 以下、再発表コメント -----

市長コメント「UR借上げ市営住宅返還問題について重大な誤解を与える報道がなされたことに対する今後の報道対応について」

去る1月15日、ある報道機関の番組で、「UR借上げ市営住宅の返還に伴う市の入居者対応」について、誤解を生じる放送がなされました。

同借上げ市営住宅について、本市は借上げ期限満了に伴いUR都市再生機構に返還することを基本方針としており、返還に向けた入居者への支援については、立地条件や生活環境など入居者のニーズに配慮した住み替えの市営住宅を全員に斡旋するほか、介護など配慮が必要な方への住み替え時期の猶予や、引越し費用の支給、住み替え相談の実施、住み替え後のアフターケアに取り組むなど、真摯に対応しているところです。

しかしながら、番組では、市のこうした支援策の取材をされているにもかかわらず、その部分は省略され、あたかも市が一方的に入居者を追い出しているような放送がなされました。

放送法第四条は、放送番組の編集にあたっては「報道は事実をまげないですること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」を求めています。

今回為された、重大な誤解を与える報道は、報道機関としての正確、公正さを逸脱し、本市の政策推進に大きな悪影響を与えるため、制作会社には十分に抗議し、改善するよう申し入れました。

その結果、当該番組の制作会社から、本市の抗議趣旨を篤く受け止め、誤解される部分があったことを認める旨とお詫びの連絡を受けております。

本市としては、このような重大な誤解を与える報道により、市の政策推進に支障をきたすようなことは、断じてあってはならないと考えています。そこで、今後、市の重要な政策推進に関する内容について、報道機関から取材を受ける場合には、次の4点を基本に対応することといたしました。

取材を受ける際は、市民の誤解を招かないために、市として市民に伝えるべき内容を提示して、確実に報道してもらうよう要望する。

テレビ取材を受ける際は、広報課が立ち会い、ビデオ撮影を行う

複数の報道機関による過熱取材となる場合には、個別取材による対応ではなく、レクチャーの場等を設定して対応する。

報道機関が放送法第四条の趣旨を大きく逸脱し、重大な誤解を与える報道を行った場合は、文書または口頭での抗議を行い、その旨を市の広報媒体で発信するとともに、改善を求めるものとする。

以上の4点でございます。

今回の重大な誤解を与える報道については、市政記者クラブの皆様が関係したものではありませんが、ご迷惑を被ったことでもあるかと思いますが、報道機関各位おかれましては、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年1月26日

西宮市長 今村岳司